

4/20

平成15年(2003年)

広報

むこう

向日市長選挙  
特集号

●向日市役所(〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20) ●編集 秘書広報課 ●電話 075(931)1111 ●http://www.city.muko.kyoto.jp/

★選挙公報を置いている施設★

施設の名称	所在地
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17-1
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路15
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1

# 向日市長選挙

投票日は

4月27日(日)

投票時間は

午前7時~午後8時

選挙に関するお問い合わせ

向日市選挙管理委員会

☎931-1111  
内線510・511

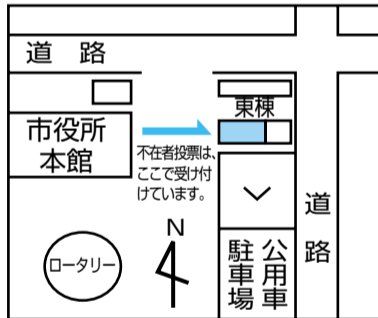
## ご注意ください

4月27日(日)の投票日には、次のことに注意してください。

- (1)投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- (2)投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れたり、紛失されたときは、投票所の係員に申し出てください。
- (3)投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります。)をもう一度確かめてください。
- (4)手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。

代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

## ご利用ください 不在者投票



4月27日(日)の投票日にレジャーや用務又は病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「不在者投票」ができます。不在者投票は、4月20日(日)から投票日の前日の4月26日(土)までの、毎日午前8時30分から午後8時まで市役所本館の東棟会議室で受け付けています。不在者投票をされる方は、入場整理券を持ってお越しください。

## ご確認ください 入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに取りまとめ封筒で郵送します。なお、一人世帯の方には、ハガキで郵送します。

## ★身体に障害のある方は郵便で不在者投票をする制度があります★

### 郵便による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
心臓・じん臓 呼吸器・直腸 ぼうこう・小腸	1級又は3級	特別項症 から 第3項症
両下肢・体幹 移動機能	1級又は2級	特別項症 から 第2項症

※上表の障害の程度に該当される方は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 選挙公報 4月24日(木)ごろ新聞折り込みします

今回の選挙公報は、4月24日(木)ごろに朝日、京都、産経、日本経済、毎日、読売各新聞の朝刊に折込んで、みなさんのご家庭に配布します。

これらの新聞を購読しておられないご家庭で、秘書広報課に届出をしておられない方は、市選挙管理委員会まで連絡してください(電話でも可)。ただちに、選挙公報をお送りします。また、新聞折込み日以後に市内15か所の公民館やコミセンなどに、直接取りに行ってください。

## ★向日市長選挙の投票ができる方★

年齢要件	昭和58年4月28日以前に出生の方
住所要件	引き続き3か月以上向日市に住所を有する方

### ●向日市へ転入された方

平成15年1月19日以前の届出	投票できます。
平成15年1月20日以後の届出	投票できません。

### ●向日市から転出された方

期間に関係なく転出届をされた方は、投票できません。

### ●向日市内で転居された方

平成15年4月7日以前の届出	新住所の投票区で投票できます。
平成15年4月8日以後の届出	旧住所の投票区で投票できます。